

事務連絡
平成28年9月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
殿

スポーツ庁 政策課 学校体育室

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成27年6月8日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、今年度から新たに導入された「学校事故対応に関する指針」等に基づく報告によると、これまでのところ学校における体育活動中の重大事故が別添のとおり発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

ついては、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されています参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管および所轄の学校に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動にかかわるすべての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、柔道事故に関しましては、(公財)全日本柔道連盟から平成28年7月28日に都道府県柔道連盟(協会)あてに発出されています「重大事故発生と事故防止の啓発活動に関するお願い」(別紙)の《柔道事故に関する注意喚起》も確認するようにしてください。

【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 指導係
電話 03-5253-4111 (代表) 内線 2674

平成28年度に発生した学校体育活動中の重大事故

発生月	都道府県 ・指定都市名	校種	活動内容	事故の状況及び被害の内容
4月	宮城県	高校	部活動 (柔道)	試合練習中、相手と倒れ込んだ。 脊髄損傷等で死亡。
4～ 5月	東京都	小学校 中学校	体育的行事 (組体操)	同じ学校で組体操の練習中、落下により骨折 等、3件発生。
5月	群馬県	中学校	部活動 (柔道)	約束練習中、大外刈りを受け、頭を打った。 急性硬膜下血腫で意識不明。
7月	東京都	高校	授業 (水泳)	スタートの練習の際、頭をプールの底に打ち つけた。頸椎骨折および頸髄損傷。
8月	埼玉県	高校	部活動 (野球)	練習試合中、落雷を受けた。 一時心肺停止。その後、意識不明。
8月	栃木県	中学校	部活 (柔道)	投げ込み練習中、大外刈りを受け、頭を打っ た。外傷性くも膜下出血で一時意識不明。
8月	奈良県	中学校	部活動 (ハンドボール部)	ランニング後に倒れた。 熱中症により死亡。
8月	宮城県	高校	授業 (水泳)	水球の要素を取り入れたゲーム中、仰向けで 沈んでいた。一時意識不明。

全柔連発第 28-0322
平成 28 年 7 月 28 日

都道府県柔道連盟（協会）
安全指導員 各位

重大事故総合対策委員会
委員長 野瀬清喜
（公印略）

重大事故発生と事故防止の啓発活動に関するお願い

平素より、当委員会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は中学生、高校生による頭部打撲、熱中症による死亡事故が 2 件、後遺障害が残る頭部打撲、頸髄損傷が 2 件、計 4 件の重大事故が発生いたしました。

本年は 7 月 5 日の時点で高校生の頸髄損傷による死亡事故、中学生の頭部打撲による重大事故、45 歳男性の頭部打撲による死亡事故の 3 件の事故が発生しております。

武道必修化を受けて「柔道の重大事故対策」による成果で、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間は死亡事故ゼロ、その他の重大事故も激減いたしました。

しかし、昨年から続く重大事故の多発は看過できる状況ではありません。また、この 2 年間の重大事故には、以下に挙げるような柔道固有の問題点が含まれております。

どうか、各委員会・各県の皆様には、開催される全ての大会、行事において事故防止の啓発活動を心よりお願い申し上げます。

「柔道事故、脳震盪、頸椎の怪我が多発しています。」

《柔道事故に関する注意喚起》

- 1 柔道事故の頭部打撲は、大外刈によるものが多く、乱取のみでなく、約束練習でも起きている。（初心者には大外刈りの投げ込みを受けさせない）
- 2 体格差や技能差が大きい場合は特に注意が必要である。
- 3 中学校 1 年生、高校 1 年生の初心者が頭部打撲による障害を負うことが多い。
- 4 熱中症を予防するために、WBGT 計（熱中症指数）を全ての道場に設置し、尿の色のチェック表をトイレ等に掲示していただきたい。
- 5 無理な巻き込み技や頸椎を損傷する可能性のある危険な技をかけないよう指導を徹底していただきたい。
- 6 全柔連発行の「事故防止のための掲示資料」、「柔道の安全指導（第四版）」、「大外刈による事故や怪我を防ぐために（段階的指導手順例）」に再度、眼を通していただきたい。

「元気に家を出た子どもたちの安全を守り、無事に家に帰すのは柔道指導者の義務です」